

広島県告示第四百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市安佐北区白木町大字三田地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規
	古川一五六 二（五七三〇 一四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	古川一五六 二（五七三〇 一五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	北部一九八 七（五七五九 一三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	三篠川支川 （一一七三 隣）	土石流	次の図のとおり
	古川一五六 二（五七三〇 一四）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規 （平成十四 年政令第八 十四号）
	古川一五六 二（五七三〇 一五）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規 （平成十四 年政令第八 十四号）
	北部一九八 七（五七五九 一三）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規 （平成十四 年政令第八 十四号）
	三篠川支川 （一一七三 隣）	土石流	区域の表示及び法規 （平成十四 年政令第八 十四号）

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。